平成２６年（フ）第９３３６号
東京都豊島区南長崎３丁目25―10　コーポフジＡ―205
債務者　井草　立男
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３５０号
東京都八王子市八木町５―８―404
債務者　大浦　延枝
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１６９０号
福岡市東区舞松原６丁目12番15号
破産者　室井　良治
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３８号
福岡市東区若宮５丁目21番３―105号
破産者　大力　昌子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８５９号
福岡市中央区六本松２丁目５番８号
破産者　古財　隆宏
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２号
福岡県筑紫野市大字常松378番地６　エクセルローズＢ203号
破産者　武田　智之
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８２７号
福岡市中央区大手門３丁目13番８号
破産者　村瀬　順子
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８７３号
福岡県大野城市雑餉隈町５丁目２番20―201号
破産者　小関　麻衣
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９０４号
福岡市早良区田村４丁目12番30―303号
破産者　島田　正子
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８３号
福岡県八女市納楚680番地４
破産者　森田　敏裕
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２７号
福岡県朝倉市頓田92番地２　サニーハウスⅠ201号
破産者　中村　優児
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２８号
福岡県朝倉市頓田92番地２　サニーハウスⅠ201号
破産者　中村佐知子（旧姓藤原）
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９４５号
福岡市西区壱岐団地18番504号
破産者　藤本　佳彦
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８号
青森県北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木140番地30
破産者　古川　浩幸
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
栃木県足利市宮北町19番地２
破産者　関谷　義人
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１０４号
栃木県足利市宮北町19番地２
破産者　関谷　幸子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第５０号
愛知県一宮市中町２―８―７　シティハイツ野村101号室、住民票上の住所愛知県一宮市猿海道３丁目３番17号
破産者　鈴木　悦子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１８号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地４　江南団地92棟107号
破産者　板谷　英稔
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部